



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 67 2010年06月25日

イスラエル特許庁における特許政策変更(Policy Changes)

記

分割出願に関して

2010年7月16日以降公開される特許出願に対して、分割出願に制限が設けられることになる。分割の客体は親出願に限られ、時期は公開手数料納付前に行わなければならない。従って、子出願についてイスラエル特許庁より発明の単一性が認められない旨の拒絶理由が親出願の公開後に通知された場合、出願人は出願に係る発明のうち1つの発明を選択できるが、残りの発明については更なる分割出願をすることはできない。

独立項数について

今後出願される特許出願については、1出願につき下記のカテゴリーにおいて2以下の独立項しか記載が認められない。

1. 製品
2. 製品を生産する方法
3. 製品を生産する器具、装置
4. 製品の用途であってスイスタイプ・クレームで記載されるもの

期限延長について

オフィスアクションに対する応答期間は通知書の発送日から4ヶ月以内とするが、延長手数料の納付により最大6ヶ月まで延長できる。従って、最大の応答期間は10ヶ月まで可能となる。但し、係属中における延長期間の累計に制限があり、その限度は累計15ヶ月である。

この制度は、2010年3月21日以降に最初のオフィスアクション通知が発行される出願に適用される。しかし、延長の回数制限が無かった従来の制度下で発生したオフィスアクションへの応答には適用しない。

また、この期限延長制限は審査中断の請求、出願が発明の単一性を満たさないことによる分割出願の請求のための期限延長に対しては適用しない。

先行技術情報の開示について

イスラエルでは従来から先行技術情報開示が義務付けられているが、2010年6月30日以降開示手続をする場合、出願人はその先行技術文献情報を考慮した発明の新規性、進歩性に関する意見書も提出しなければならない。情報開示の際には特許請求の範囲を補正することもできるが、そのときには補正後の特許請求の範囲に記載された発明が引用文献との関係で特許性を有する旨を説明しなければならない。

なお、出願人は出願前公開された先行技術であって出願人が知っているもののリストを別個に提出しなければならない。

つまり、この先行技術は、いかなる対応出願においても引用されなかったとしても、上記の個別のリストには加えなければならない。

請求項数超過手数料について

2010年1月23日以降出願された特許出願であって、請求項数が50を超える出願については、50を超える請求項1項ごとに50シュケル（約134米ドルに相当）の超過手数料が課される。

以上

（情報提供：Dr. Shlomo Cohen & Co.）